

# 菊 陽 町 農 業 委 員 会 議 事 録

令和5年3月10日（金）開催

菊 陽 町 農 業 委 員 会

## 令和4年度第12回菊陽町農業委員会会議録

開催日時 令和5年3月10日（金）午後1時30分から午後2時10分  
開催場所 菊陽町役場 別館2階会議室

### 1 議事日程

第1 議事録署名委員及び会議書記の指名について

第2 議事

- (1) 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- (2) 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- (3) 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に係る意見決定について
- (4) 議案第4号 農地中間管理事業（農地利用集積計画）に係る意見決定について
- (5) 報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について
- (6) 報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

### 2 農業委員

(1) 出席委員（9人）

- |          |          |          |
|----------|----------|----------|
| 1番 鈴木 一男 | 2番 上田 誠也 | 3番 前田 洋一 |
| 4番 相馬 安伸 | 5番 眞弓 一保 | 6番 青木 積  |
| 7番 東 慶子  | 8番 大竹 美鈴 | 9番 田村 昭敏 |

### 3 農地利用最適化推進委員

(1) 出席委員（9人）

- |          |          |          |
|----------|----------|----------|
| 1番 岩下久美夫 | 2番 山川 登  | 3番 阪田 典人 |
| 4番 坂本 孝則 | 5番 原 正輝  | 6番 相馬 和幸 |
| 7番 高木 浩義 | 8番 西岡 信幸 | 9番 相馬 竜介 |

### 4 農業委員会事務局職員

事務局職員 山川 和徳  
事務局職員 村上 学  
事務局職員 吉山 友衣  
農政課職員 高山 勇

令和4年度第12回菊陽町農業委員会会議録  
議事の経過

-----○-----

開会 午後1時30分

■事務局 それでは、定刻になりましたので菊陽町農業委員会定例会議を開催いたします。

会議を行う前に、携帯電話については、電源を切るかマナーモードにしてくださいませようお願いします。

本日の会議への出席は、農業委員総数9名中9名、推進委員総数9名中9名出席でございますので、菊陽町農業委員会会議規則第6条の規定に基づき会議が成立しておりますことをご報告します。

それでは、会長に挨拶をお願いします。

◎会 長 <あいさつ>

本日の会議は、農地法に基づく許可申請や農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画等の審議が主なものとなります。

委員の皆様には、慎重なご審議をお願いいたします。

■事務局 ありがとうございます。

会議は、菊陽町農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、会長が議長となり、議事の進行を行うことになっております。

それでは、会長よろしくをお願いします。

◎議 長 それでは、議事に入ります前に、菊陽町農業委員会会議規則第13条の規定に基づき、議事録を作成しなければなりません。議事録作成にあたり、議事録署名人と会議書記の選出が必要になりますが、「議長一任」でよろしいでしょうか。

(賛同の声)

ありがとうございます。それでは私の方で、指名させていただきます。議事録署名人に6番 青木委員、7番 東委員をお願いします。

本日の会議書記に事務局の吉山主査を指名します。

以上で、日程第1を終わります。

つづきまして、日程第2の議事に入ります。

初めに、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局

農地法第3条は、農地の権利移動の制限を規定しています。  
不耕作目的や資産保有目的等での農地の取得など、望ましくない権利移動を禁止、効率的に農地を利用する者が、農地の権利を取得することとなっているところであります。  
それでは、議案書の2ページをご覧ください。  
議案第1号 番号1を説明します。

譲渡人及び譲受人は、議案書のとおりでございます。

申請地：原水字村東4 1 7番1 外3筆

地目：畑

面積：3, 5 1 3㎡

申請理由については、親子間の贈与による所有権移転であります。

この議案につきましては、現地調査を3月3日（金）に実施しています。お手元に配布しています「現地調査写真」のP2～P5をご覧ください。

本議案について、申請書等に記載された内容が当該基準に適合するか否か、お手元に配布しております調査書の農地法第3条（赤ラベル）の検討事項について検討した結果を説明します。

それでは、1号から該当する項目について説明します。

全部効率要件については、申請人への聴取及び現地調査をした結果、譲受人はこれまでも同農地の作付け管理を行っており、農地の権利取得後は効率的な利用ができるものと見込まれます。

次に権利を取得する者が取得後において、耕作に必要な農作業に従事するかどうかについては、取得後は大豆を中心に作付けされるとのことです。

次に権利を取得する者の、取得後における農地の合計面積が下限面積に達しているかどうかについてですが、今回の所有権移転により耕作面積は14, 968㎡になり、下限面積の条件を満たしております。（下限面積50a）

最後に地域との調和要件ですが、権利取得後は農地として使用されることから、周辺農地への影響はないものと思われまます。また、地域で行われている水路清掃や除草作業に参加し、周辺農家と協力することが申請書に明記されています。

以上申請地の場所、規模からみて周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられ、調和要件を満たすものと判断します。

以上で、議案朗読並びに説明を終わります。

補足ですが、来月から下限面積 50a が撤廃されます。

◎議 長 議案説明が終わりました。  
ただいまの説明に関して、地元委員の補足説明及び意見ををお願いします。

◆ 4 番委員 議案第 1 号の番号 1 について、4 番委員が説明します。  
申請者は■■■■に勤務する傍ら、休日を中心に農業を行う兼業農家で、今回申請の農地を含め既にご自身で農地の作付管理をされています。農地取得後に大豆を作付けされ、農機具等の管理体制も完備されており特に問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

◎議 長 議案朗読並びに説明が終わりました。  
委員の質問並びに意見を求めます。  
ありませんか？  
  
無いようですので、採決を行います。  
議案第 1 号の番号 1 の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。

(全員挙手) 全員賛成です。

よって議案第 1 号は、「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

次に、議案第 2 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題とします。  
事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局 農地法第 5 条は、権利移動が伴う転用でございます。  
議案書 3 ページの議案第 2 号番号 1 について説明します。

転用者は議案書のとおりです。  
申請地：馬場楠字屋敷 3 5 4 番 1  
地 目：畑  
転用面積：4 4 3 m<sup>2</sup>  
転用目的は、個人住宅です。  
権利は、売買による所有権移転です。

この議案につきましても、現地調査を 3 月 3 日（金）に実施しています。

詳細につきましては、お手元に配布しています「現地調査写真」の P 6 ～ P 9 をご覧ください。

農地転用許可申請に係る実質審査の許可基準に照らした結果について説明します。

立地基準について  
農地区分は第一種農地です。

次に、一般基準について、検討を行いました。  
一般基準は検討する事項として「資力及び信用」、「計画面積の妥当性」、「法令協議」等について、申請書を確認し、特に不相当となる項目はありませんでした。

当該農地は10ha以上の広がりがある農地で第1種農地であり、原則転用は不可ですが、都市計画法の集落内開発地域に属しており、日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるものであるため、不許可の例外と判断しております。  
よって、この案件については「許可相当とし、付すべき条件なし」として判断しました。

以上で議案朗読並びに説明を終わります。

◎議長 議案説明が終わりました。  
ただいまの説明に関して、地元委員からの補足説明及び意見をお願いします。

◆1番推進委員 議案第2号の番号1について1番推進委員が説明します。  
申請者は本町在住の個人で、県道の拡幅工事により住居の移転が必要となったことから、今回の農地を個人住宅として整備する計画です。今回の転用では周辺に農地が残りますが、雨水は敷地内で自然浸透することになっており、日照や通風にも影響はなく、特段問題はないものと思われまますので、よろしくご審議方お願いします。

◎議長 議案朗読並びに説明が終わりました。  
委員の質問並びに意見を求めます。  
何かありませんか？

無いようですので、採決を行います。  
議案第2号の番号1の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。

(全員挙手) 全員賛成です。

よって、議案第2号の番号1は「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。  
次に、議案第2号の番号2を議題とします。事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局 議案書3ページの議案第2号 番号2について説明します。

転用者は議案書のとおりです。  
申請地：津久礼字上屋敷558番1  
地目：田  
転用面積：493㎡  
転用目的は、個人住宅です。親子間の使用貸借です。

この議案につきましても、現地調査を3月3日（金）に実施しています。

詳細につきましては、お手元に配布しています「現地調査写真」のP10～P13をご覧ください。

農地転用許可申請に係る実質審査の許可基準に照らした結果について説明します。

立地基準について  
農地区分は第1種農地です。

次に、一般基準について、検討を行いました。  
一般基準は検討する事項として「資力及び信用」、「計画面積の妥当性」、「法令協議」等について、申請書を確認し、特に不適當となる項目はありませんでした。

当該農地は10ha以上の広がりがある農地で第1種農地であり、原則転用は不可ですが、都市計画法の集落内開発地域に属しており、日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるものであるため、不許可の例外と判断しております。

よって、この案件については「許可相当とし、付すべき条件なし」として判断しました。

以上で議案朗読並びに説明を終わります。

◎議長 議案説明が終わりました。  
ただいまの説明に関して、地元委員からの補足説明及び意見ををお願いします。

◆5番推進委員 議案第2号の番号2について、5番推進委員が説明します。  
申請者は菊池市在住の個人で申請地権者のお子さんです。将来的に高齢のご両親の介護を行うため、ご実家の付近に個人住宅の整備を行う計画です。申請地南側には農地が残るものの、高低差もあり、雨水は敷地内で処理することになっているため、影響もないものと思われしますので、よろしくご審議方をお願いします。

◎議長 議案朗読並びに説明が終わりました。  
委員の質問並びに意見を求めます。  
何かありませんか？

◆ 9 番委員

この形は分筆でしょうか。

■ 事務局

はい。残地の農地への進入路の確保するためにこの形となっています。

◎ 議長

他に質問はありませんか。

ないようですので、採決を行います。

議案第 2 号の番号 2 の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。

(全員挙手) 全員賛成です。

よって、議案第 2 号の番号 2 は、「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

次に、議案第 3 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による意見決定について」を議題とします。

事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■ 事務局

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項は、農地を効率的に利用する地域の担い手に、農地の利用集積を進めることを目的として法律で定められています。

町が農地の権利移動について計画を作成し、公告することにより、農地法の許可を受けることなく、農地の権利の設定・移転が行われる仕組みであります。

菊陽町長より令和 5 年 2 月 27 日付けで、農用地利用集積計画についての意見決定を求められています。

それでは、議案書の P 4 から P 15 をご覧ください。

利用権設定が 18 件、所有権移転が 1 件です。

計画要請の内容は、町内外の認定農業者またはそれに準じる者による申請であり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものであります。

以上で説明をおわります。

◎ 議長

説明が終わりました。しばらく時間を取りますので、担当委員の方は確認をお願いします。

■ 事務局

補足です。申請番号 10 番は祖父との共同申請で認定農業者であります。

所有権移転については、この方は今年度 3 回目です。認定農業者であり、どんどん規模拡大されています。



◆ 9 番委員 申請番号 1 番の使用貸借となっているのはなぜでしょうか。親子間ですか。

■ 事務局 血縁関係までは把握しておりませんでした。  
貸し手が耕作してもらえれば良いということだったと思います。

◎ 議 長 よろしいですか？  
－ 同 意 の 声 －

確認が終わったようですので、採決を行います。

議案第 3 号の農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について、  
原案のとおり意見決定することに賛成される委員の挙手を求めます。

(全員挙手) 全員賛成です。  
よって、原案のとおり意見決定することとします。

次に、議案第 4 号「中間管理機構事業（農用地利用集積計画）に係る意見決定  
について」を議題とします。

事務局より議案朗読並びに説明をお願いします。

■ 事務局 菊陽町長より同じく、令和 5 年 2 月 2 7 日付けで、農地中間管理機構事業の  
農用地利用集積計画について意見決定を求められています。  
議案書の P 1 6 をご覧ください。  
議案書のとおり転貸人は熊本県農業公社（農地中間管理機構）となっており、  
案件は 1 件です。  
以上で説明を終わります。

◎ 議 長 説明が終わりました。しばらく時間を取りますので、担当委員の方は確認を  
お願いします。

■ 農政課 補足です。もともこの農地の北と南側の農地をこの方が耕作されていたの  
で、今回、中間管理事業で貸借されました。

◎ 議 長 よろしいですか？  
－ 同 意 の 声 －

確認が終わったようですので、採決を行います。

議案第 4 号の農地中間管理機構事業による農用地利用集積計画について、原  
案のとおり意見決定することに賛成される委員の挙手を求めます。

(全員挙手) 全員賛成です。  
よって、原案のとおり意見決定することとします。

次に、報告第1号について事務局の説明をお願いします。

■事務局 報告第1号について、議案書のP17、別紙報告のP2からP3をお願いします。「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出(市街化区域)」であります。件数は1件で申請地、転用目的は議案書に記載のとおりです。添付書類も含めて完備してありましたので、申請書類を受理しました。以上です。

◎議長 ただいまの報告第1号について、質疑はありませんか？

◆8番推進委員 家がどんどん建っているけど、待機児童の問題は？役場内の横の繋がりはあるのでしょうか。

■事務局 下水道などのインフラについて、学校関係の開発の時にはあったかと思いますが、保育園については確認させていただきます。

◎議長 よろしいですか。  
特に無いようですので、以上で報告第1号を終わります。

次に、報告第2号について事務局の説明をお願いします。

■事務局 報告第2号について、議案書のP18からP19、別紙報告のP4からP15をお願いします。「農地法第5条第1項ただし書きの規定による許可不要転用届出」であります。件数は6件で申請地、転用目的は議案書に記載のとおりです。添付書類も含めて完備してありましたので、申請書類を受理しました。以上です。

◎議長 ただいまの報告第2号について、質疑はありませんか？

— 特に発言無し —

よろしいですか。  
特に無いようですので、以上で報告第2号を終わります。

以上で、本日の議事日程については、終わりましたので議長の座を降ろさせていただきます。

続いて事務局より「その他」をお願いします。

(午後2時55分終了)

会議の顛末、以上のとおり相違ありません。

令和5年3月10日

会長

議事録署名人

議事録署名人